

条件付き一般競争入札のお知らせ

〔空港滑走路用凍結防止剤（酢酸系液状）〕

物品調達契約について次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年10月30日

秋田県大館能代空港管理事務所長 千葉 和仁

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び購入予定数量
空港滑走路用凍結防止剤（酢酸系液状）
予定数量 7, 400ℓ
- (2) 購入物品の仕様等
別添特記仕様書のとおり
- (3) 契約方法
1ℓ当たりの単価契約
- (4) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (5) 納入場所
大館能代空港 除雪車庫

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第5条に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されていること。
- (3) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て中でないこと。
- (5) 秋田県税に滞納がないこと。
- (6) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと。（適用除外事業所を除く。）

3 2(2)の資格に係る申請

2(2)の資格のない者で本入札に参加を希望する者は、秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織〈競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。〉）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものを用いて業者登録申請を行い、次の場所へ関係書類を提出し、令和8年11月9日（月）までにその登録を完了すること。

郵便番号 010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県出納局総務事務センター（電話番号 018-860-2740）

4 契約条項を示す場所

契約条項については、令和8年10月30日（金）から11月12日（木）までの期間、秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」【<http://www.pref.akita.lg.jp/>】に掲載する。

5 入札説明書及び仕様書等の交付

入札説明書、仕様書及びその他様式等については、令和8年10月30日（金）から11月12日（木）までの期間、秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」【<http://www.pref.akita.lg.jp/>】に掲載し、配布するものとする。

6 入札参加資格確認申請書等の提出等

入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書等の書類を提出しなければならない。

（1）提出書類

- ①入札参加資格確認申請書（様式1に記載）
- ②材料承諾書（納入物品明細書）（様式2に記載）
- ③分析証明、納品成分構成表等（写し可）（様式任意）

（2）提出期間

令和8年10月30日（金）から11月12日（木）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29条）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

（3）提出時間

午前9時から午後5時まで

（4）提出場所

郵便番号 018-3454

秋田県北秋田市脇神字からむし岱21-144 大館能代空港ターミナルビル3階

秋田県大館能代空港管理事務所 総務チーム

（電話番号 0186-63-1001）

（5）郵便による場合は、書留にて令和8年11月12日（木）午後5時までに（4）に定める場所に必ず到着させること。

（6）入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

7 入札執行の日時及び場所

令和8年11月13日（金）午前11時30分

秋田県北秋田市脇神字からむし岱21-144 大館能代空港ターミナルビル2階 会議室

8 入札保証金

免除する。

9 入札執行回数等

- (1) 入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。入札は、原則として2回までとする。
- (2) 当該入札への参加者が1者であった場合でも、入札を執行するものとする。

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、くじにより順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 - ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき
 - ③ 材料承諾書に記載の納品規格が特記仕様書の品質に適合しないとき
- (3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者(該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 9で定める入札執行回数を行ってもなお落札候補者のない場合は、入札手続きをやり直すか、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の最も低い者を対象として随意契約の交渉を行うことがある。
- (6) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- (7) (6)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(6)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申し立てを行うことができる。
- (8) 落札者となった者は、秋田県に納付(納入)すべき県税に滞納がないことを証明する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書記載金額
入札金額は、10当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。